

意匠登録料及び国際出願に係る手数料の改定（平成24年4月1日施行）のお知らせ

平成24年1月
特許庁

平成23年6月に公布された特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号）が平成24年4月1日に施行されます。これにより、第11年分以降の意匠登録料及び国際出願に係る国際調査手数料等が改定（引下げ）されますので、あらかじめお知らせいたします。

1. 平成24年4月1日に改定される料金

(1) 意匠登録料（意匠法42条1項）

	改定前	改定後
第11年～第20年まで毎年	33,800円	16,900円

(2) 国際出願に係る手数料

注) 「令」：特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令 の略

手数料種別 ()内は改定後の規定	改定前	改定後
国際調査手数料 (令2条2項1号)	97,000円	70,000円
送付手数料 (令2条2項1号及び2号)	13,000円	10,000円
国際予備審査手数料 (令2条2項3号)	36,000円	26,000円
国際調査の追加手数料 (令2条3項)	78,000円 ×(請求の範囲の発明数-1)	60,000円 ×(請求の範囲の発明数-1)
国際予備審査の追加手数料 (令2条4項)	21,000円 ×(請求の範囲の発明数-1)	15,000円 ×(請求の範囲の発明数-1)

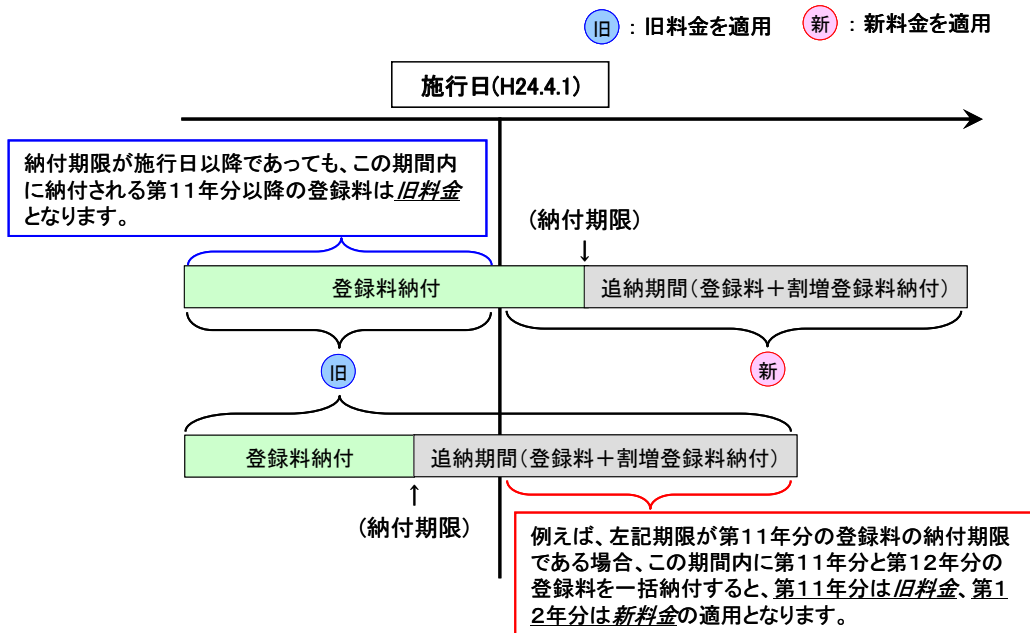
2. 新旧料金の適用関係

平成24年4月1日（以下「施行日」という。）以降の新旧料金の適用関係は以下のとおりとなります。

(1) 意匠登録料

施行日以降に納付される第11年分以降の登録料について、改定後の料金を適用します。

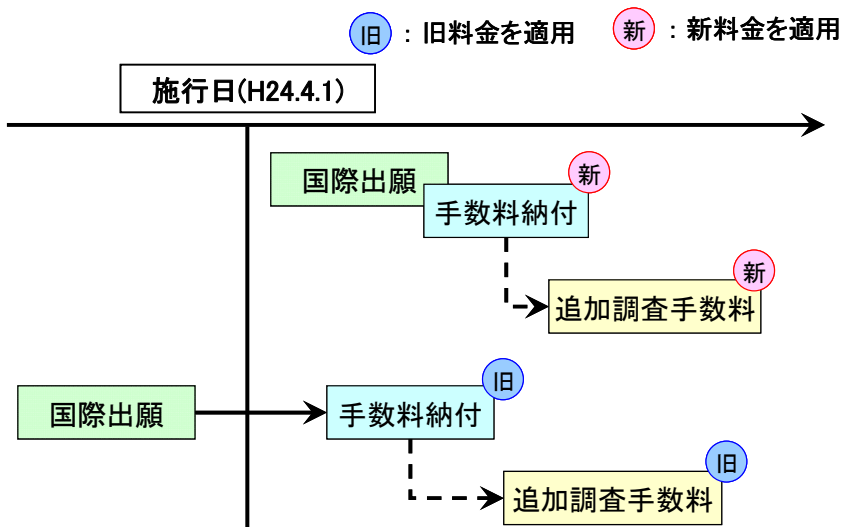
ただし、「施行日の前日までに納付期限が到来している登録料」を施行日以降に納付する場合（追納期間の納付）については、改定前の料金を適用します。



(2) 国際出願に係る手数料

【国際調査手数料、送付手数料、国際調査の追加手数料】

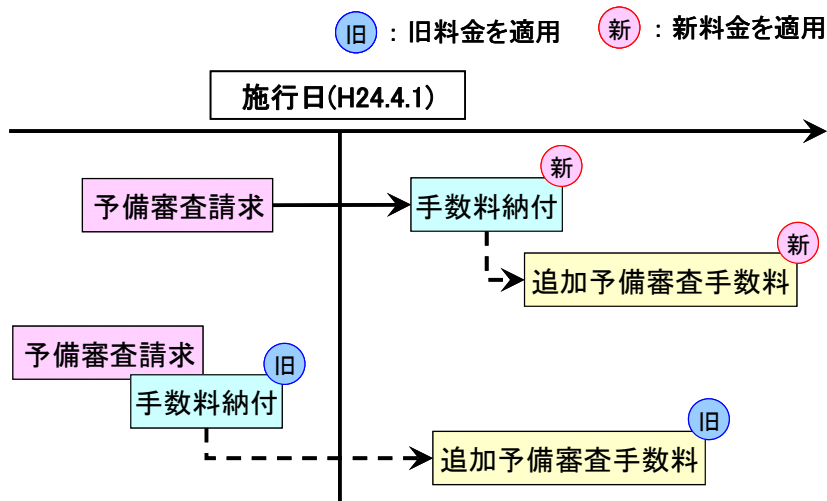
施行日以降に受理される国際出願について改定後の料金を適用します。



【国際予備審査手数料、国際予備審査の追加手数料】

施行日以降に納付される手数料について改定後の料金を適用します。

ただし、「施行日の前日までに改定前の料金を納付した国際予備審査請求に係る追加手数料」については、施行日以降の納付であっても改定前の料金を適用します。



電子出願ソフトをご利用の皆様へ

上記料金改定に対応する電子出願ソフトの新バージョン[i1.81]をリリースする予定です。ダウンロード開始は3月下旬を予定しております。

※日程及び仕様変更は3月上旬に電子出願ソフトサポートサイトにてお知らせいたします。<<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>>

<お問い合わせ先>

- この記事について
特許庁総務部総務課調整班 電話：03-3581-1101 内線 2105
- 意匠登録料の納付手続について
特許庁審査業務部出願支援課登録室 電話：03-3581-1101 内線 2710
- 国際出願に係る手数料の納付手続について
特許庁審査業務部国際出願課 電話：03-3581-1101 内線 2643
- 電子出願ソフトについて
電子出願サポートセンター 電話：03-5744-8534 (直通)